

地方消費者行政の整備充実を求める意見書

近年、中国産冷凍ギョウザへの薬物混入事件、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故、一連の食品偽装表示事件、悪質住宅リフォーム問題等による多くの消費者被害が後を絶たない。

このような中、地方自治体が運営する消費生活センター等は、消費者にとって身近で頼りになる被害者救済機関となっており、日ごろから多くの消費者相談が寄せられている。本市においても、消費者行政センターを設置しており、平成19年度においては、約9,000件の相談を受け付けている。

しかしながら、各地方自治体の財政状況は依然として厳しく、消費者問題の多様化、複雑化が進む中、各自治体が独自の取組において、消費者のニーズに応える十分な体制を整備・維持していくことは、もはや困難な状況となっている。国は、消費者の視点で政策全般を監視する新組織として、消費者庁の設置を目指しているが、真に消費者利益が守られるためには、地方自治体における消費者行政の強化充実が不可欠である。

よって、国におかれでは、消費者が安心・安全な生活を送ることができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 消費生活相談における助言やあっせん、消費者の安全確保のための情報の収集・発信等を充実させるため、地方自治体における消費生活センターの設置、業務及び機能等を法的に位置付けること。
- 2 無用な行政コストの増大を招かぬよう配慮しつつ、地方消費者行政の体制、人員及び予算等を抜本的に拡充・強化するための財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
消費者行政推進担当大臣